

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月30日(2023.1.30)

【公開番号】特開2022-174218(P2022-174218A)

【公開日】令和4年11月22日(2022.11.22)

【年通号数】公開公報(特許)2022-215

【出願番号】特願2022-144697(P2022-144697)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

10

【F I】

A 6 1 M 16/06 C

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月19日(2023.1.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

患者に呼吸ガスを送達する患者マスク用のマスクフレームであって、

呼吸ガス送達導管に接続されるように構成された導管接続アーチャを備える中央領域であって、概念的な中心垂直平面が前記導管接続アーチャの中心を通って延在する、中央領域と、

各々が前記中心垂直平面から離れる方向に前記中央領域から外側に延在している、第1横方向アームおよび第2横方向アームと、を備え、

各横方向アームが、ある長さを有し、前記中央領域から遠い遠位端で終端し、各横方向アームが上部マージンおよび下部マージンを備え、

各横方向アームは3次元曲率を有し、

30

前記横方向アームは、前記マスクフレームの前記中央領域から横方向に外側に延在し、

前記横方向アームは、前記患者の耳に向かって後方に延在し、

前記横方向アームは、前記横方向アームが上方に傾斜し、それによって前記横方向アームが、前記横方向アームの前記端部から前記患者の側頭と耳との間の領域まで延在する方向に沿って延在するように、上方に延在する、マスクフレーム。

【請求項2】

前記横方向アームが、前記患者の鼻の下方から前記耳の頂部における前記側頭との間の箇所まで進むベクトルに沿って上方に延在している、請求項1に記載のマスクフレーム。

【請求項3】

前記横方向アームが、それらの長さに沿ってねじれ、それにより、前記横方向アームの前記端部の下隅が上隅より前記マスクフレームの前記中央領域から更に離れて配置される、請求項1又は2に記載のマスクフレーム。

40

【請求項4】

各横方向アームが、その長さに沿ってテープ状であり、すなわち、前記上部マージンと前記下部マージンとの間の距離が、各横方向アームの長さの少なくとも一部に沿って低減している、請求項1に記載のマスクフレーム。

【請求項5】

各横方向アームの前記端部が、前記マスクフレームをヘッドギアに接続するように構成されたヘッドギアコネクタを備える、請求項1～4のいずれか一項に記載のマスクフレー

50

△。

【請求項 6】

前記ヘッドギアコネクタが、ヘッドギアに取り付けられたヘッドギアクリップのフックのための接続箇所を提供するように構成されたループおよびポストを備える、請求項 5 に記載のマスクフレーム。

【請求項 7】

前記ヘッドギアコネクタが、前記ヘッドギアコネクタに接続されたヘッドギアと前記マスクフレームとの間の相対回転を制限するように構成された回転制限構造を備える、請求項 5 または 6 に記載のマスクフレーム。

【請求項 8】

前記回転制限構造が、前記マスクフレームとヘッドギアとの間の所定量の相対回転の後に前記ヘッドギアが当接する端部止め具を備える、請求項 7 に記載のマスクフレーム。

10

20

30

40

50